

平成22年2月4日

葛飾区民会議うめだ議員 殿

亀有駅長

ご質問への回答

1、ICカード独自の規則を教えてください。

弊社の運送約款の「旅客営業規則」では、運送契約の成立時期を「運賃・料金を支払い、乗車券類等その証票の交付を受けたとき」とし、会社線との連絡乗車券に適用する「連絡運輸規則」においても同様に定め、あらかじめ定めた運賃計算により算出した乗車券類をお買い求めいただきご乗車いただくこととしています。しかしながら、ICカード乗車券の場合、「ICカード乗車券取扱規則」において「自動改札機による改札を受けたとき」を契約の成立時期とし、自動改札機を出場するときに減算する仕組みや使用方等を「旅客営業規則」とは別に定めています。これは券売機等において乗車券を購入する手間を省き、よりスムーズに自動改札機をご利用いただくことなどを目的としていることから、形態の異なる磁気等の乗車券類とは別に独自の約款を設け定めています。

「ICカード乗車券取扱規則」は駅備え付けのSuicaご利用案内の冊子や弊社のホームページに掲載し、ご案内しています。

2、IC乗車券として認可された運賃を、お客さまに具体的に運賃表示もせずに黙って徴収していること（特にIC乗車券が高い場合）に、どのようなご見解をお持ちでしょうか。

ICカード乗車券と磁気乗車券の運賃の違いは券売機付近の運賃表に表示を行い、お知らせしており、お客さまからお問合せがあった際には係員がご案内いたしております。また、運賃計算については具体例をあげ、「Suicaご利用案内」に記載し、駅で配付をしております。なお、運賃の異なる区間が発生する主要駅においては、「Suica・PASMOをご利用のお客さまへ」という張り紙にて具体的に磁気乗車券とICカード乗車券との差額も含め、運賃表示を行っております。

3、駅構内の運賃案内看板に早急に切符とIC乗車券を両額併記する計画はございますか。松戸駅以東、JR山手線を利用する場合は、JR常磐線で行くため、東京メトロに乗ることはありません。

※この二重運賃は、JR↔TM↔JRで乗車した場合に発生する。

券売機上に掲載している運賃は、券売機で磁気乗車券をお求めになるお客さまが目的地までの乗車券の運賃を確認し、購入していただくことになります。磁気乗車券の運賃とICカード乗車券でご利用になる場合の運賃とを二重に表記した場合、これから磁気乗車券を購入されるお客さまにとって戸惑いが生じる恐れがあるため、両方の運賃を表記する計画はございません。ICカード乗車券と磁気乗車券の運賃の違いは券売機付近の運賃表及びSuicaご利用案内等の宣伝物によりお知らせしているほか、お客さまからお問合せがあった際には係員がご案内いたしております。